

ディネーターの役割を担う必要がある。

このため、隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、介護保険制度や年金制度をはじめとする社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行う等、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担う館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

- ③ 市町村合併等に伴い、隣保館について他施設との統合等運営体制の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が失われることのないよう、十分ご留意願いたい。
- ④ 「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日厚生労働事務次官通知）を制定した際、隣保館運営審議会の設置事項を削除したところであるが、従来、隣保館運営審議会が行ってきた重要事項の決定や運用に関する審議は、隣保館の運営に対し、大きな役割を担ってきたところであるので、安易に審議会を廃止することにより、その機能が失われることのないよう留意されたい。
- ⑤ 隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民等から特定の団体に独占的に利用されている等の批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対しご周知願いたい。

(イ) アイヌ生活向上関連施策事業

アイヌ生活向上関連施策事業については、北海道が策定した「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」に基づき事業の推進に努めることとしているので、地域の状況や事業の必要性に応じて実施するよう、管内市町村に対してご周知願いたい。

(ウ) 地方改善施設における吹付けアスベストの除去等について

隣保館、生活館等の地方改善施設における吹付けアスベストの除去等に要する費用については、平成21年度以降も地方改善施設整備費補助金の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いする。

イ 人権課題に関する啓発等の推進

人権課題に関する国民の差別意識は、一部では依然として存在しており、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であるので、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じて人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮を願いたい。

なお、先般、一部の自治体、社会福祉協議会が実施する結婚相談事業において、相談申込書や登録カードの項目等に基本的人権への配慮が欠けていたとして、改善が行われたという事例が発生したところである。結婚相談事業については、相談者の個人情報を扱うことになることから、基本的人権の尊重及びプライバシーの保護が十分に確保されるよう、管内市町村等に対して指導されたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

こうしたことが二度と起きないようにするためにも関係者等に対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

5 消費生活協同組合について

(1) 改正生協法の施行等に伴う共済事業の事業実施における対応について

消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「生協法」という。）の改正により、生協の共済事業においても、契約者保護の観点から必要な規制が整備され、昨年4月に施行されたところである。改正生協法には、経過措置等が規定されており、施行に猶予期間がある以下の事項についても、所管する生協に対して必要な準備等を行うよう改めてご指導願いたい。

- ① 組合が財政的に脆弱な場合、十分に契約者保護が図れない可能性があることから、共済事業を行う組合が最低限保有しなければならない出資の総額（最低出資金）を規定（生協法第54条の2等）
- ② 他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業の健全性を脅かすことを避ける必要があることから、共済事業を行う組合が他の事業を行うことを制限（兼業規制）（生協法第10条第3項等）
- ③ 自己資本を充実させ、十分な支払余力を確保するとともに、支払余力を示す行政上の指標やそれに基づく行政上の是正措置を定め、財務の健全性を担保するための措置を規定（生協法第50条の5等） 等

なお、③の事項に関連して、組合の経営の健全性を確保していくための手法として、所管行政庁は支払能力の充実の状況に関する基準を定めることができるとされているところである。厚生労働大臣が定める当該基準は、改正生協法において定められた諸準備金の積立て（生協法第50条の7～第50条の9等）開始時期を考慮して定めることとしており、あわせて当該基準に基づく「早期是正措置」に関する基準も定める予定としている。

それまでの間、組合の健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組がなされる必要があり、「共済事業向けの総合的な監督指針」（平成20年3月31日付け社援発第0331005号厚生労働省社会・援護局長通知）（Ⅱ-2-2からⅡ-2-5までを参照のこと）に基づき、組合に早め早めの経営改善を促していく必要がある。

このため、「早期是正措置」に関する基準を定める以前においても、この基準が定められた後の組合の経営の健全性確保も視野に入れ、組合の出資金及び法定準備金等の積み増しを促していくようご指導願いたい。

(2) 生協法施行規則等の一部改正について

今般、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、

農林省令第1号。以下「生協法施行規則」という。)の一部改正を予定しているところである。改正の趣旨及び概要については、以下のとおりであるので御了知願いたい。

また、生協法施行規則の一部改正に伴い、生協法施行規則の内容を具体化・明確化するため、「共済事業向けの総合的な監督指針」について、所要の改正を行う予定としている。(改正案については、参考資料9を参照)

ア 趣旨

金融庁所管の審議会である金融審議会第二部会保険の基本問題に関するワーキンググループにおいては、被保険者による同意が親権者により行われる未成年者の死亡に係る保険契約について、多額の保険契約の締結等、モラルリスクが高いものがあるため、何らかの対応を図るべきであるとの意見が大勢であった。

また、成年者を被保険者とする保険契約について、被保険者の同意を必ずしも取得していない場合にも、何らかの対応を図る必要があるとの意見があった。

これらの指摘を踏まえ、金融庁では、保険業法施行規則(平成8年大蔵省令第5号)中に、保険会社が保険金の限度額その他保険の引受けに関する社内規則等を定めるとともに、当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制整備を構築することを求める旨のルールを定めることとした。

保険業法施行規則の一部改正は、生協が実施する共済事業に直接影響を及ぼすものではないが、モラルリスク対策の観点からは、保険のみが対策を講じても、問題の解決としては不十分である。そこで、当省としても、今般、生協法施行規則の一部改正を予定しているところである。

イ 概要

次の共済(不正な利用のおそれが少ないと認められるものを除く。)を組合が引き受けるに当たっては、共済の不正な利用の防止を図るための共済金の限度額その他引受けに関する内部規則等を定めるとともに、当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することを義務付ける。

- ① 15歳未満の者を被共済者とする死亡共済
- ② 被共済者本人の同意を取得していない死亡共済

(注)「死亡共済」とは、人の死亡に関し一定額の共済金を支払うことを約し、共済掛金を収受する共済をいう。

(3) 健全な運営の確保について

生協は、税制においても普通法人に比べ優遇されているように、その社会的責務は非常に大きく、信頼と責任ある経営が求められている。都道府県においては、今後とも、適正な運営体制と事業の健全性が確保されるよう、以下の点に留意の上、所管する生協の指導に特段のご配慮を願いたい。

- ① 組合員の個人情報管理態勢や出資金及び共済掛金などの管理態勢の徹底
- ② 財務状況が悪化している生協、特に、多額の累積赤字を抱えている生協における経営の健全化
- ③ 事業を利用していない組合員が多数存在する生協や休眠状態にある生協における組合及び組合員管理の徹底
- ④ 共済事業規約等に基づいた適切な共済金等支払管理態勢の徹底

また、平成17年通常国会において保険業法（平成7年法律第105号）が改正され、「根拠法のない共済」いわゆる「無認可共済」が契約者保護の観点から、保険業法の適用を受けることとなり、平成18年4月に施行されたところである。

これにより、従来「無認可共済」として共済事業を行ってきた者は、保険業法に基づく保険会社あるいは少額短期保険業者に移行又は廃業や事業譲渡をすることとなるが、一部の事業者においては、生協としての法人格を取得し共済事業を行っていかうとする動きが見受けられるところである。

上記のような新たに設立される生協の認可にあたっては、生協法関係法令通知に則って、適正な審査のうえ、ご判断願いたい。

（4）政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、生協法第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところであり、組合が法の趣旨を十分尊重し、いやしくも政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないよう改めて厳正にご指導願いたい。

（5）その他

ア 消費生活協同組合（連合会）実態調査

平成20年度の調査については、4月を目途に調査結果等を公表することとしているので、都道府県におかれては、管内生協に対する指導等にご活用願いたい。

なお、平成21年度の調査実施にあたっては、都道府県のご協力を願いたい。

イ 生協関係予算

平成21年度予算（案）においては、20年度に引き続き、改正生協法の施行に伴う生協の指導監督の充実強化を図るため、「セーフティーネット支援対策等事業費補助金」において「消費生活協同組合指導監督事業」（補助率1/2）を実施することとしているので本事業の積極的な取組みを願いたい。

連 絡 事 項

1 全国民生委員児童委員大会について

平成21年度の全国民生委員児童委員大会は、新潟県新潟市において開催することとしているので、ご了承願うとともに、管内市町村等への周知をお願いします。

平成21年度第78回全国民生委員児童委員大会

開催日：10月29日（木）～30日（金）

会 場：朱鷺メッセ（新潟市） 他

2 全国ボランティアフェスティバルについて

平成21年度の全国ボランティアフェスティバルは、愛媛県で実施される予定となっており、幅広い参加が得られるようボランティア関係者等への周知をお願いします。

第18回全国ボランティアフェスティバルえひめ

開催日：9月26日（土）～27日（日）

会 場：愛媛県県民文化会館（松山市） 他

参 考 资 料

1 平成21年度地域福祉課予算(案)の概要

(地域福祉課)

事 項	平成20年度 予 算 額	平成21年度 予算額(案)	差 引 増 △ 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
1 地域福祉の増進 (地域福祉増進事業)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「セーフティネット支援対策等事業費補助金」 (平成21年度予算額(案): 21,000百万円の内数) </div>			○ セーフティネット支援対策等事業費補助金 事業追加等
2 ホームレス対策				1 安心生活創造事業の創設 国と市町村が協働して、以下の取組を実施 (定額補助) ・訪問調査等による生活課題を抱えた者の把握 ・地域生活をサポートする取組
				2 日常生活自立支援事業の拡充 ・市町村での相談窓口となる基幹的社協の増
				3 生活福祉資金貸付事業の体制強化 ・相談・償還体制の強化を図るための取組 ・資金内容の見直し (障害者にかかる資金の限度額を引き上げるなど 利用者の資金ニーズに対応)
				4 ホームレス自立支援事業の充実 ・賃貸住宅を活用した自立支援事業の実施
				※「地域福祉活性化事業」及び「自立生活サポート事業」は、「地域福祉等推進特別支援事業」に統合
3 地方改善事業関係	7,055,645	6,713,308	▲ 342,337	
(1)地方改善施設整備費	1,666,000	1,428,000	▲ 238,000	
(2)地方改善事業費	5,389,645	5,285,308	▲ 104,337	1 隣保館等運営事業費 5,239,625千円 → 5,139,688千円 2 生活館等運営事業費 150,020千円 → 145,620千円
4 全国社会福祉協議会 活動の推進	113,760	113,154	▲ 606	・ボランティアセンター機能の充実・強化、 民生委員に対する情報支援等
5 自殺防止対策 (いのちの電話)	80,815	0	▲ 80,815	※ 障害保健福祉部において、自殺対策に取組む 民間団体に対し支援を行う事業を創設
6 消費生活協同組合運営 状況調査	6,058	6,045	▲ 13	
7 ホームレス全国概数調査	33,818	22,843	▲ 10,975	
8 その他(旧本省費等)	16,416	16,222	▲ 194	
合 計	7,306,512	6,871,572	▲ 434,940	

2 「市町村と国との協働による地域福祉推進の取組について」

(平成21年2月13日付事務連絡)

事 務 連 絡
平成21年2月13日

都道府県
各 指定都市 地域福祉担当者 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

市町村と国との協働による地域福祉推進の取組について

平素より地域福祉の推進にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨今、少子高齢化が急速に進行する中、各地域では、高齢者や児童等への虐待や孤立死の問題、消費者被害の問題、災害時の要援護者支援の問題など生活課題が顕在化してきており、地域福祉の再構築が課題となっております。

こうした中で、今後、市町村（特別区を含む。以下同じ。）と国とが協働して地域福祉推進に取り組むため、全国50か所程度の市町村（地域福祉推進市町村）に協力いただき、モデル事業の実施やその効果検証、地域福祉推進ネットワークの形成、意見交換の実施、先駆的取り組みの情報発信等を行うこととしております。

つきましては、今後、協力いただく市町村を選定するため、各市町村の意向を確認したいと考えており、参加を希望する市町村におきましては、下記の手順等により期限までに、関係書類の提出をお願いします。

なお、現時点での地域福祉推進市町村の役割や事業内容等については、別添1及び別添2の資料のとおりですので、管内市町村に対する周知の際には、本資料をご活用ください。

本調査はあくまでも意向確認であり、地域福祉推進市町村の選定の際の1つの指標とさせていただきますための作業であることを申し添えさせていただきます。

記

【都道府県にお願いすること】

- 地域福祉推進市町村の役割等について、管内市町村へ周知。
- 地域福祉推進市町村への参加の意向を確認していただき、別添3「参加意向調書」（参加の意向がある市町村が記載）を取りまとめ。
- 都道府県は別添4の「都道府県記入票」に、参加の意向がある市町村についてそれぞれコメントを記入の上、別添3とともに厚生労働省へ提出。（指定都市・中核市

については別添3のみ作成し、直接厚生労働省へ提出)

【市町村にお願いすること】

- 地域福祉推進市町村参加の意向がある市町村は、別添3の「参加意向調書」を作成のうえ、都道府県に提出。(地域福祉推進市町村参加の意向がない市町村は提出する必要はありません)

提出の締切：平成21年3月6日(金)(必着)

提出方法：電子メールにて、照会先に記載されている[e-mail]アドレスに提出

(添付資料)

別添1「地域福祉推進市町村について(案)」

別添2「安心生活創造事業の創設について(案)」

別添2-1「安心生活創造事業を展開するうえでの事業モデル例(ひとり生活応援プラン(仮称))」

別添3「地域福祉推進市町村参加意向調書」

別添4「都道府県記入票」

【照会先】

地域福祉係 北尾、田代

[TEL] 03-5253-1111 (内線 2859)

[TEL] 03-3595-2615

[FAX] 03-3592-1459

[e-mail] tashiro-yoshiyuki@mhlw.go.jp

別添1

地域福祉推進市町村について（案）

1. 趣旨

今後、市町村と国とが協働して地域福祉推進に取り組むため、モデル事業の実施やその効果検証、地域福祉推進ネットワークの形成、意見交換の実施、先駆的取組の情報発信等を行うことを目的とする。

2. 役割

- (1)「安心生活創造事業」(国のモデル事業)の実施 → 別添2参照
- (2)各地の先進的取組事例や地域福祉に関する各種データの提供(国との意見交換会の実施)
- (3)地域住民への地域福祉活動に関する周知広報

3. 安心生活創造事業の内容

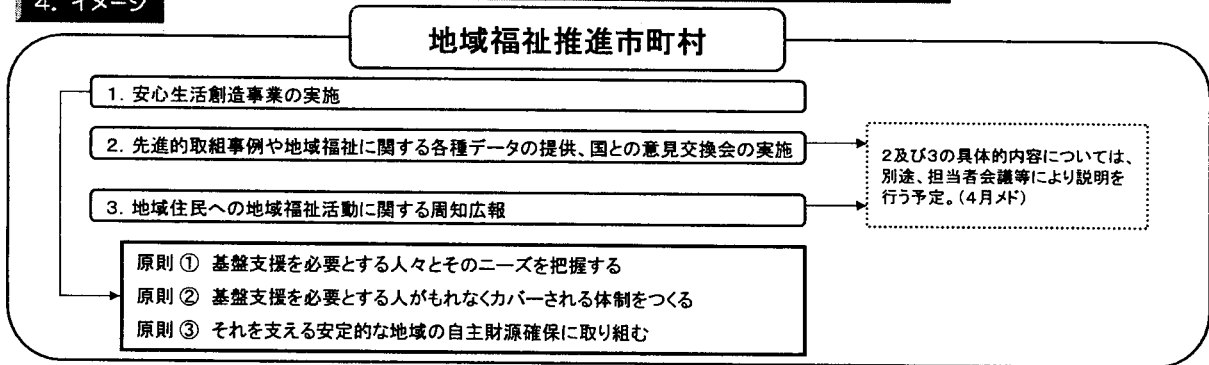
安心生活創造事業は、以下の3事項を必須の取組とするが、地域の実情に応じた様々な手法で実施することができるものとする。

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

なお、実施した取組については定期的な状況報告とともに、3年次目には一定の指標(別途連絡)に基づき、その効果等を検証し報告していただく。

地域福祉推進市町村について（案）

4. イメージ



5. 留意点

- ・「安心生活創造事業」の実施にかかる経費のみならず、国との意見交換会や、周知広報に係る経費についても、必要に応じ「安心生活創造事業」(定額補助)の対象経費とする予定。
- ・安心生活創造事業の実施主体は市町村とする。ただし、ゾーン内の把握・見守る為の取組については、地域の実情に応じて適切に事業ができると認められる社会福祉法人等に事業の一部を委託することができることとする。
- ・地域に設定するゾーンの範囲は、市町村が地域の実情に応じて設定できることとする。
- ・専門職については原則社会福祉士とするが、介護支援専門員としての実務経験がある者等、相談援助業務の実務経験がある者のうち、市町村が適当と認める者をあてることができることとする。
- ・訪問員については広く地域に募集をかけるほか、非常勤のヘルパーの空き時間や、生活(介護)サポーター養成研修修了者などからも確保する。
- ・地域福祉推進市町村の協力期間は3年間を基本とするが、活動の状況等により5年まで延長する場合もある。

6. 今後のスケジュール案

- 平成21年3月中 地域福祉推進市町村の決定
4月 地域福祉推進市町村への説明会の開催
5月～10月 事業実施の為の準備期間
10月以降 事業開始

安心生活創造事業の創設について(案)

- 地域福祉を推進するため、50程度の市町村の参加により、地域福祉プログラムを実施。国と市町村が協働して効果検証を行うとともに、全国に情報発信する。
- 平成21年度は、「安心生活創造事業」(定額補助)を創設。以下の目的と3つの原則を充たし、地域の実情に合わせた地域福祉プログラムを実施する。

「安心生活創造事業」(案)

＜セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数＞

■ 目的 ■

「一人暮らし世帯等」への基盤支援(「見守り」と「買物支援」)を行うことにより、「一人暮らし世帯等」が、地域で安心して暮らせるための支援を行う。

■ 3つの原則 ■

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

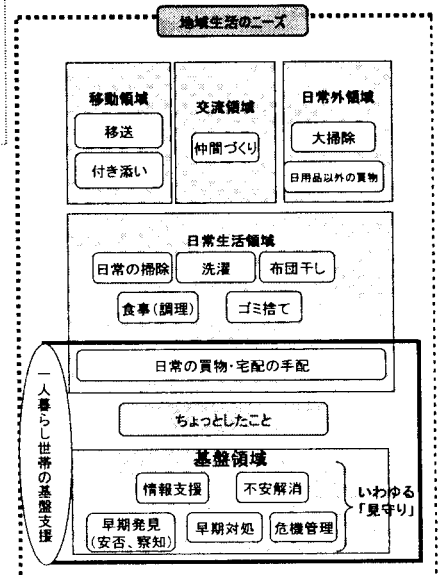
「安心生活創造事業」の基本的な考え方 「安心生活創造事業」による基盤支援の充実

- 今、地域では、一人暮らし世帯が増加し、高齢者を標的とする詐欺事件の増加や孤立死の問題など、制度の対象とならない状態の人であっても、一人暮らしなどで日常的な家族のサポートが得られない世帯等(以下「一人暮らし世帯等」)が、地域で安心して暮らせるための支援が課題となっている。
- これら「一人暮らし世帯等」が、地域で安心して暮らせるためには、様々なニーズが充たされる必要があるが、それをあえて領域別に整理すると、「(日常生活領域)食事の確保や掃除、洗濯など日常生活に必要なこと」、「(移動領域)通院や買物などのための外出」、「(交流領域)友人との交流や仲間づくり」、「(日常外領域)大掃除のような日常的ではないが必要なこと、そして「(基盤領域)自分では気づかない生活や心身の変化を察知し、問題を早期に発見・対処するために必要なこと、いわゆる「見守り」の5領域があると考えられる。(図1)

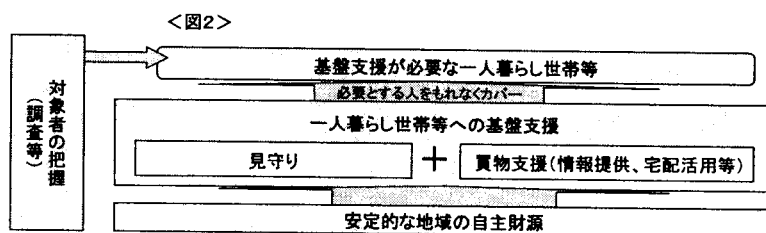
* いわゆる「見守り」は、現在、住民や民生委員活動によって実施されている。これらの活動をみると、「見守り」には、以下の5つの要素が見出される。
①「早期発見(安否確認、変化の察知)」、②「早期対処」、③「犯罪被害等を予防する「危機管理」、④「生活に必要な情報提供や助言を提供する「情報支援」、⑤「孤独感を軽減したり安心感を与える「不安解消」

- 「一人暮らし世帯等」の多くは、このうちのほとんどを自分自身で行えるし、できないことについては市場サービスによって充足したり、地域福祉活動などの支援を受け取りながら、それぞれのスタイルで自立した生活を営んでいる。
- しかし、その一方、「一人暮らし世帯等」には、何かあったときの不安があり、頼れる人がいないという人も少なくない。詐欺事件や孤立死などの深刻な問題の予防を考え合わせても、(基盤領域)であるいわゆる「見守り」は、「一人暮らし世帯等」が地域で安心して暮らせるために不可欠な基盤となる支援(基盤支援)であり、その整備は喫緊の課題といえる。
- (基盤領域)であるいわゆる「見守り」が、「一人暮らし世帯等」にとって不可欠な基盤支援であることを踏まえるならば、その整備に当たっては、必要な人がもれなくカバーされることが重要である。

＜図1＞



- また、生活上不可欠という点では、(日常生活領域)の中でも食事や日用品など生活に欠かせないものを市場から調達する手段である「買物」が支障なく充足されることは、「見守り」同様に重要と考えられるので、「見守り」とあわせて「買物支援」を基盤支援に組み入れることが必要である。
- したがって、「一人暮らし世帯等」への基盤支援は、「見守り」と「買物支援」が行えるものとし、その提供に当たっては、必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくることが求められる。
- なお、「見守り」については、現在、住民や民生委員活動によってきめ細かく実施されていることから、これらの活動との協働が重要であり、「買物」については、既存資源の活用や自立支援の観点から、買物代行よりむしろ「宅配」の活用(情報提供や利用支援等)支援を進める。
- その上で、このようなサービスに、地域が取り組みたいと考えたとき、自治体の考え方や財政力のみならず左右されることなくその意思を具体化できるようにするためには、公費のみに依存しない「安定的な地域の自主財源確保」は、不可欠である。
- 以上から、「一人暮らし世帯等」が地域で安心して暮らせるようにするための基盤支援では、以下の3つを原則に整備を進める。
 - ① 基盤支援(「見守り」と「買物支援」)を必要とする人々(「一人暮らし世帯等」)とそのニーズを把握する
 - ② 地域の基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制とする
 - ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む
- こういった取り組みは、見守り活動などへの「参加」と、無理のない寄付で地域に必要なサービスを支える「参加」の両面に住民が参加する仕組みであり、地域の共助を更に進めるものでもある。
- ついては、平成21年度において新規事業として、「安心生活創造事業」(定額補助)を創設する。50程度の市町村の参加により、上記3つの原則を踏まえた事業開発(図2)に取り組み、国と市町村が協働して効果の検証を行うとともに、全国に情報発信することとする。(参考(別添2-1):ton plan「ひとり生活応援プラン(仮称)」)



ton plan

「ひとり生活応援プラン(仮称)」

基本コンセプト

「安心生活創造事業」の目的と3つの原則を充たす事業として以下を基本コンセプトとして実施。

1. 基盤支援(「見守り」と宅配利用支援等の「買物支援」)を必要とする人とニーズを把握するため、訪問調査やマップづくりなどにより必要な人の発見とニーズ把握を行う。
2. 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくるため、
 - (1) 地域に小地域のゾーンを設定。(例えば人口2万人程度(2中学校区相当))
 - (2) ゾーンを担当する主任(チーフ)を常設し、そのもとで訪問活動を行う訪問員を配置する。
 - (3) 住民や民生委員活動と協働しきめ細かく対応する。
3. 「ひとり生活応援プラン(仮称)」を支える安定的な地域の自主財源確保に取り組むため、
 - これまで主な財源であった3つのポケット「公費」「保険料」「利用料」に加え、寄付や賛助会費による「第4のポケット」を充実し、公費や利用料等を効果的に組み合わせる。
 - 第4のポケットを、共同募金の仕組み等により確保する。
 - 「第4のポケット」の充足は、これまでにない新しい取り組みとして
 - ① 住民に広く募る「1コイン」募金
 - ② 商店や企業が第4のポケットへの寄付を含んだ商品を販売する「地域の福祉応援グッズ」による募金(仮称)を進める。

「ひとり生活応援プラン(仮称)」の内容について

<概要>

市町村に小地域のゾーンを設定、市町村が適当と認める民間団体が提供主体となって、ゾーン内の一人暮らし世帯等を対象とした見守りを実施。各ゾーンには、ゾーン内を見渡し、民生委員や住民の活動と協働し、各種の手段を組み合わせて見守りを提供する主任(チーフ)と、そのもとで定期的な訪問を行う訪問員を配置。最低月1回、希望し契約する人には週1回以上の職員による訪問を実施することにより、ゾーンをもれなくカバーする。あわせて、一人暮らし世帯等が、生活に必要なものを調達するための宅配サービスの活用支援等を行う。

財源は、地域の自主財源(第4のポケット)・公費・利用料を組み合わせる。市町村と提供主体は、安定的な財源確保のため、企業や商店、住民の協力を得て、第4のポケットの充実に取り組む。

*「一人暮らし世帯等」・一人暮らし高齢者・障害者世帯、高齢者・障害者夫婦世帯、日中一人暮らしの高齢者・障害者など

- 市町村の役割
 - ① 提供主体の選定
 - ② ゾーンの設定
 - ③ 提供主体への情報提供、助言、協力
 - ④ 対象者の把握
 - ⑤ 困難事例等への対処
 - ⑥ 第4のポケットの充実に取り組む
- 提供主体

住民の地域福祉活動と公的サービスに円滑につながることができ、市町村が本事業の実施主体として適当と認める団体

 - * 事業を安定的かつ継続的に実施するために、共同基金配分を受けられ、寄付金控除の対象となる団体(社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、認定特定非営利活動法人等)が望ましい
- 提供主体の役割
 - ① 対象者の把握
 - ② ゾーンを担当する主任(チーフ)と訪問員の配置
 - ③ 見守りと買物支援
 - ④ 住民や民生委員活動・関係機関との協働・連携
 - ⑤ 個配・宅配サービスの情報収集
 - ⑥ 第4のポケットの充実に取り組む
- 所要額

1ゾーン	年間約600万円	
	<ul style="list-style-type: none"> ・主任(チーフ)配置 ・訪問員配置 ・通信運搬等事務費 	<ul style="list-style-type: none"> 約 440万円 約 90万円 約 70万円
- 財源

第4のポケット、利用料、公費の組み合わせ

■ 対象者 一人暮らし高齢者・障害者世帯、高齢者・障害者夫婦世帯、日中一人暮らしの高齢者・障害者などで「見守り」が必要な人(以下「一人暮らし世帯等」)〈図4〉参照

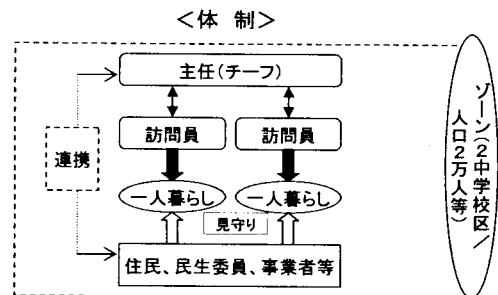
■ サービス内容 以下をあわせて行う。
 (1) 「早期発見(安否確認・変化の察知)」、「早期対応」、「危機管理」、「情報支援」、「不安解消」
 (2) 生活に必要なものを市場サービスから調達するための買物支援(市場サービスを活用するための情報提供、宅配の活用など)。

■ 提供体制 市町村にゾーン(例えば人口2万人程度(2中学校区相当))を設定。ゾーンを担当する「主任(チーフ)」と、そのもとで訪問活動を行う訪問員を配置し、住民や民生委員の活動と協働して、ゾーン内をもれなくカバーする。

- (1) 「主任(チーフ)」は、利用者や対象者の見守りが保障されるよう本事業の提供プランを作成(必要に応じて他の見守り手段を組み合わせる)。「訪問員」からの報告、民生委員等との協働により対象者の状況を把握し、状態に応じ関係機関と協力し解決を図る。
 (2) 「訪問員」は、プランに基づいて訪問(①「契約訪問」、②「巡回訪問」)を行う。

■ 担い手の確保 (1)主任(チーフ)・・・対象者の心身や生活変化を察知し適切に対応できる専門性のある者。例えば、地域包括支援センターの在宅に関する相談支援経験のある者、日常生活自立支援事業の専門員として相談支援の経験のある者など。
 原則、社会福祉士とする。

- (2)地域に募集するほか、非常勤ヘルパーの空き時間や、生活(介護)サポーター養成研修修了者などから確保



■ 方法 「契約訪問」と「巡回訪問」を行う。民生委員や住民、社会福祉法人や事業所による見守り、あるいは商店などの市場サービスと見守りを組み合わせる等により、その機能を高める。

- ① 「契約訪問」・・・希望する対象者を訪問員が、週1回以上定期的に訪問(有料)
 * 利用料の金額は、実施主体の判断
 ② 「巡回訪問」・・・「契約訪問」を希望しないが、実施主体が「見守り」が必要と認める対象者を月1回短時間訪問(無料)
 〈図A〉参照

■ 留意点 「一人暮らし世帯等」の「見守り」は、訪問のみによってカバーされるものではなく、地域のサークルやサロン活動への参加など地域の多様なかわりも重要なことから、対象者・契約者の個別の状態に応じて適切な情報提供や支援を実施する。

契約訪問(有料)

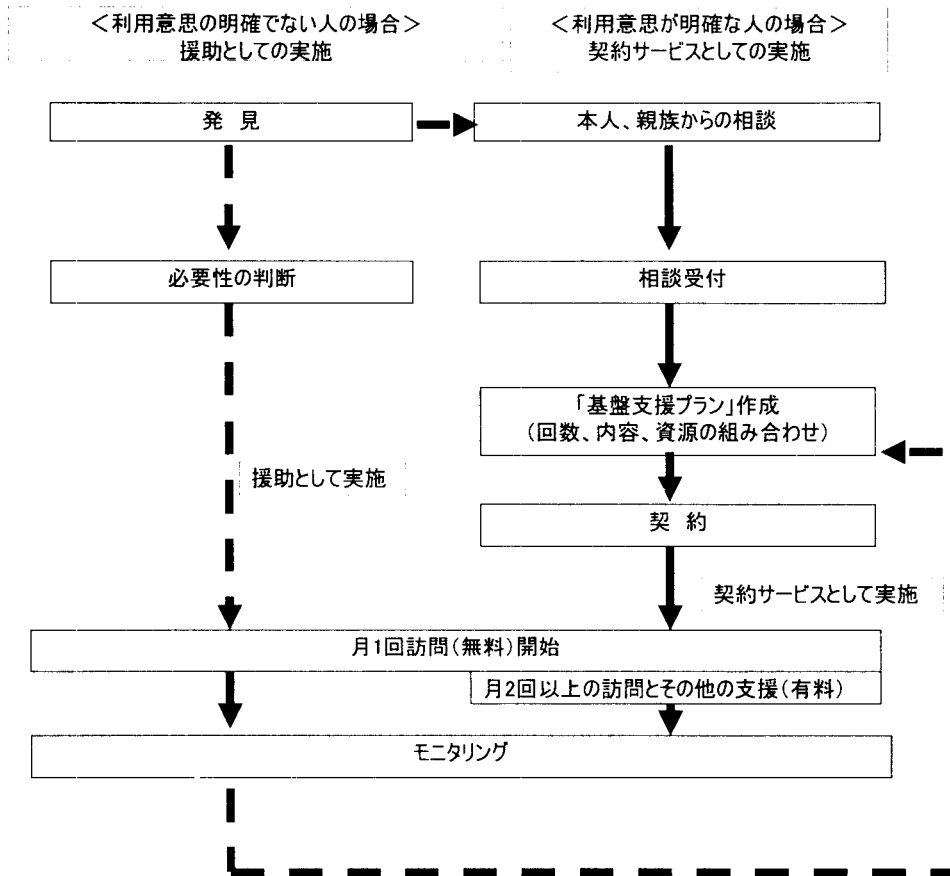
〈対象〉一人暮らし世帯等で契約による定期的な訪問を希望する人 〈訪問者〉訪問員(非常勤)
 〈頻度〉週1回程度。1回1時間以内
 〈料金〉月額基本料●●●●円(週1回。週1回を超える場合は、超えた分1回につきプラス●●●●円)
 〈利用方法〉申し込み(契約)
 〈内容〉《共通》①身体変化・生活変化察知、②安否確認、③生活上のアドバイス(宅配の活用等)
 《契約訪問のみ》④室内でのちょっとしたことの手助け(ゴミ分別、電球交換、宅配の発注書の記入)
 ⑤主任(チーフ)の定期訪問
 《オプション》⑥親族に利用者の状態を定期的に報告 ⑦その他(例えば買物の代行、死後の処理など)
 * 漠然と広がることのないよう契約書にサービス内容を明記する

巡回訪問(無料)

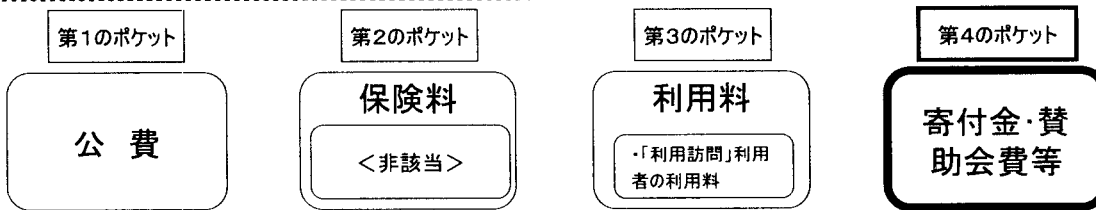
〈対象〉「契約訪問」を希望しない一人暮らし世帯等で定期的な訪問が必要な人 〈訪問者〉訪問員(非常勤)
 〈頻度〉原則月1回。1回10分～20分程度
 〈料金〉なし
 〈利用方法〉実施者の判断
 〈内容〉《共通》①身体変化・生活変化察知、②安否確認、③生活上のアドバイス(宅配の活用等)

サービス提供の流れの例

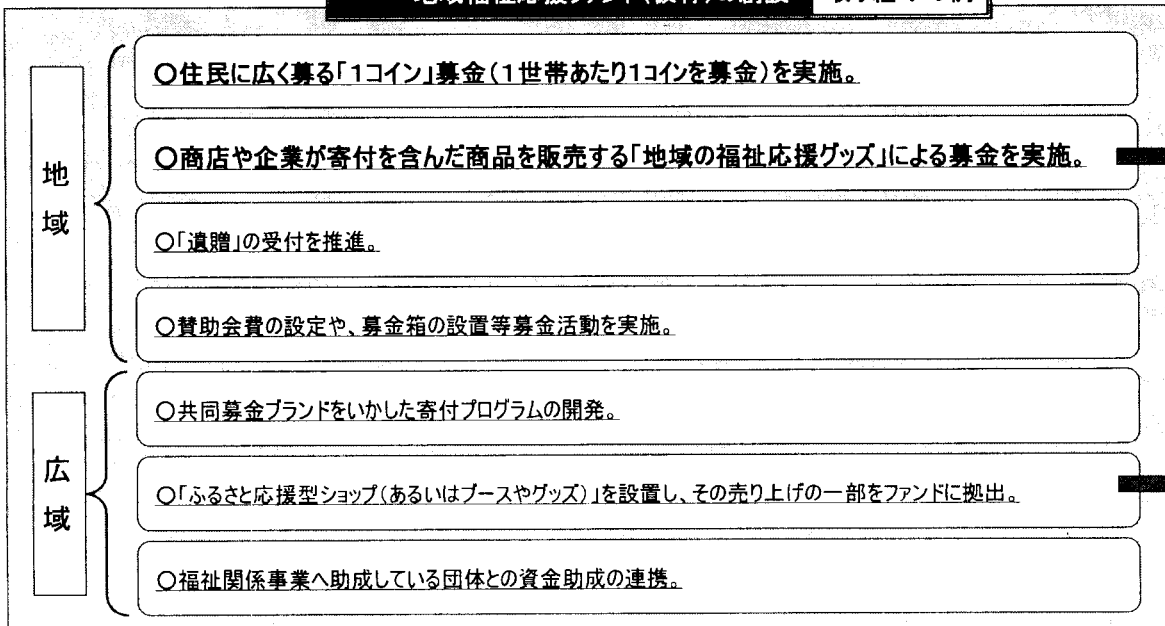
図A



財源の考え方



地域福祉応援ファンド(仮称)の創設 取り組みの例



第4のポケットに協力する地域貢献が、顧客拡大やイメージアップ、商店街振興につながる関係が重要